

伝徳川家康所用「白練緯地松皮菱竹模様小袖」について
—近世染織史上における位置付けをめぐって—

東京藝術大学 福島 雅子

東京国立博物館所蔵「白練緯地松皮菱竹模様小袖」(重要文化財)は、狂言の鷲流十世家元である正次が慶長15年(1610)に徳川家康より拝領したと伝える由来書を備え、近世初頭の希少な小袖遺品の一つとして知られる。一方で本作品の意匠や仕立てが他の徳川家康所用とされる小袖のなかでも異例の趣を呈しているとして、その位置付けをめぐり諸説が論じられてきた。本発表はこのような現状を踏まえ、伝来の整合性に考察を加え、技法や形態、意匠表現などの各側面から検証を進めることで、本作品の近世染織史上における位置付けについて再考を試みるものである。

まず、本作品と共に鷲家に伝世し、鷲流十六世の定賢が文政4年(1821)に記したとされる由来書の内容について検討する。ここでは、近世能楽史料の記述をあげ、拝領者とされる鷲仁右衛門宗玄正次と徳川家康との密接な関わりを指摘する。特に慶長14年(1609)以降、正次は家康に召し出され駿府城に参勤しており、その近い関係の中で本作品が下賜された可能性を示したい。

次に、本作品の染織技法と形態上の特質を分析し、その用途についても考察する。本作品の染織技法は、縫い絞りなどの絞り染めを中心に描絵を加えたものであり、いわゆる辻が花染とされる。しかも他の作例を凌ぐ完成度と緻密さを示しており、慶長年間(1596~1615)頃を下限とする上記遺品群の終尾に位置付けられる。また、仕立直しが想定される身幅の当初の姿を推定し、立裄の寸法と併せて検討すると、広い身幅と短い立裄が桃山時代から江戸時代初頭までの形態上の特徴を示していることがわかる。更に、従来指摘されるように袖幅が近世初頭の小袖遺品に比して広い仕立である点に関しては、能の仕舞や狂言の小舞の際などに用いられる小袖である可能性を提示したい。

本作品の意匠の構図に対し、万治・寛文年間(1658~73)以降広く流行した寛文小袖形式との共通性が指摘される問題については、モチーフの表現自体に注目することで再考を試みた。本作品の近い視点から対象を大きくとらえた写実的な表現は、桃山時代から江戸時代初頭の工芸意匠に現れる特質であり、中世の定型化した織模様とも、江戸時代前期以降の小袖に見られる意匠化された表現とも、造形の意識が本質的に異なることが指摘できる。

以上のような検討からは、本作品が桃山時代から江戸時代初頭の特徴を示す作例であるとの一致した結論が導き出され、文献史料による伝来の検証とも併せ、発表者は由来書の信憑性を認め、制作期の下限を慶長年間に置くと結論付けたい。本結論を踏まえ、「白練緯地松皮菱竹模様小袖」をあらためて染織史の流れにおいた場合、本作品は慶長年間において桃山時代の作品群の終尾にありながらも、意匠表現は本質的に異なるとはいえ、寛文小袖の構図形式をほぼ完成した形で示す極めて先駆的な作例であると位置付けることができる。